

保護者の皆様へ【臨時休業期間の延長について】

保護者の皆様には、臨時休業に際して、ご理解・ご協力いただいておりますこと、厚くお礼申し上げます。

さて、和歌山県内では、感染者数の増加に加え、橋本保健所管内で複数の感染者が確認されるなど、依然として予断を許さない状況にあります。

また、県教育委員会からの要請を受け、検討・協議の結果、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、学校の臨時休業を延長することとし、以下の通り対応してまいりますので、児童はもとより保護者の皆様にはまことにご迷惑・ご負担をおかけすることになりますが、何卒ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、今後の感染状況等を踏まえて、休業期間等については変更することがあります。

記

1 学校の休業期間の延長等について

※ 休業期間 令和2年5月31日（日）まで

※ 登校日 5/18(月) 5/25(月)

- 2 休業期間中（土日祝日は除く。）で、保護者の方がどうしても仕事を休めない場合等で、自宅等で一人で過ごすことができない児童については、学校において通常の授業時間内でお預かりしますので、学校にご相談ください。なお、昼食（弁当）については、各ご家庭でご持参くださるようお願いいたします。

また、休業期間中はお子さんの検温状況並びに体調等を必ず記録しておいてください。

3 スクールバスの運行について

普段スクールバスを利用されていて、臨時休業中に学校に児童を預ける場合で、スクールバスの利用を希望される方は、学校にご連絡ください。

- ・登校便については、通常の通学時間
- ・帰宅便については、通常時の第1便のみ
- ・利用希望がない場合は運休します。

4 休業期間中の児童への対応

学校では、児童の健康状態や学習状況等の把握のため、ご家庭と連携を取りながら対応します。

- 5 7・8月中は臨時休業に伴う授業時間確保のため、下表のとおり授業を行います。令和2年度の夏季休業期間は8月8日から8月16日とします。（白が授業日です。）

[7月]

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

[8月]

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

(※令和2年度当初の夏季休業期間は7月23日から8月26日を予定していました。)